

京都市告示第 2 5 9 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 8 月 1 2 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
坂元 武	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
村田 佳代子	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
藤田 多朗	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
森泉 和人	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
坂部 千秋	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
東 昌三	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
松尾 裕佑	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
緒方 徹之	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
内藤 美香	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
矢野 勇	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
山口 浩美	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
川上 希	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
田茂井 久美	アルケル在宅鍼灸マ ッサージ	上京区主税町 8 2 6 番地 2 8	平成 25 年 7 月 1 日
筒井 大輔	乾隆校前整骨院	上京区千本通寺之内上る西五辻 北町 4 3 7	平成 25 年 6 月 13 日
李 拓哉	たく鍼灸整骨院	左京区下鴨本町 2 6 - 3	平成 25 年 6 月 21 日
橋本 大輝	しもがも整骨院	左京区下鴨西本町 1 8	平成 25 年 7 月 1 日
八木 武人	しもがも河原町整骨 院	中京区恵比須町 4 2 9 - 2	平成 25 年 7 月 1 日
脇坂 寿和	あんま・マッサージ・ 指圧ことぶき治療院	中京区西ノ京三条坊町 4 - 5	平成 25 年 7 月 1 日
池西 功平	ふたば鍼灸整骨院	中京区西ノ京鹿垣町 5 - 1 ラ スパルマス京都円町 1 F	平成 25 年 7 月 1 日
中村 拓馬	あまのがわ整骨院	山科区小野西浦 6 7 - 1 グリ ーンヒルズ 1 F	平成 25 年 7 月 2 日
河村 浩司	かわむら鍼灸整骨院	南区西九条島町 2 7 京都ロジ ュマン島町 A 棟 1 F	平成 25 年 6 月 29 日
西田 好孝	すずむし治療院	西京区松室地家町 1 6 番地 6	平成 25 年 7 月 22 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
木下 隆行	こがのもり鍼灸接骨院	伏見区久我東町2 1 0 番地A - 2号	平成 25 年 6 月 1 日
藪内 勇輔	七季治療院	伏見区久米町6 3 1 番 1 0	平成 25 年 7 月 5 日
湯川 拓三	かすがい桃山接骨院	伏見区讃岐町1 5 5 ランスロット桃山1 F	平成 25 年 6 月 1 日
山内 一也	在宅マッサージ治療院オネスト	伏見区深草西浦町1 - 4 0 アヴォンリー1 F	平成 25 年 7 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)